

平成25年1月25日

第2457号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

○道路の供用開始（29・由利地域振興局建設部）…………… 1

公 告

○土地改良区の役員の退任の届出（秋田地域振興局農林部）…………… 1

○土地改良区の定款変更の認可（由利地域振興局農林部）…………… 1

告 示

秋田県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成25年1月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	仁賀保矢島館合線	由利本荘市矢島町新荘字萱刈場39番地3から38番地先まで

2 供用開始の期日 平成25年1月25日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 由利地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成25年1月25日から同年2月7日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田市上北手小山田土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年1月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任監事の住所及び氏名

秋田市上北手大杉沢字家ノ前31番地

手 塚 悦 夫

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、鳥海町上川内堰土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年1月16日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年1月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）